

京都大学新聞
学生団体
京都大学新聞社
京都市左京区吉田
京都大学構内
(781) 2054 編集
(771) 8111 印刷(2441)
電話・京都3909
(1部30円 1年間1,000円)

# 春期政治決戦へ胎動開始

新入生を迎えた京大においては各戦線の4・5月政治決戦に向けた胎動が新たに開始された。入学式当日、全連連50名の座談会が新館演習室に集っての学生指名選挙準備会事件の責任追及のため突如、前田総長を退任した。また3月末スト解除された経済学部では学費値上げ阻止を中心に掲げて再度スト突入が学生大会で決議された。



会場に突入りし、激論を交わす学生に対し、前田総長は首をうなだれる。

## 解放戦線、サイゴンへ迫る

三月十日、北越解放戦線はサイゴンに迫る。北越軍はサイゴンに近づき、南越軍はサイゴンから撤退した。北越軍はサイゴンに近づき、南越軍はサイゴンから撤退した。

北越軍はサイゴンに近づき、南越軍はサイゴンから撤退した。北越軍はサイゴンに近づき、南越軍はサイゴンから撤退した。

北越軍はサイゴンに近づき、南越軍はサイゴンから撤退した。北越軍はサイゴンに近づき、南越軍はサイゴンから撤退した。

北越軍はサイゴンに近づき、南越軍はサイゴンから撤退した。北越軍はサイゴンに近づき、南越軍はサイゴンから撤退した。

北越軍はサイゴンに近づき、南越軍はサイゴンから撤退した。北越軍はサイゴンに近づき、南越軍はサイゴンから撤退した。

北越軍はサイゴンに近づき、南越軍はサイゴンから撤退した。北越軍はサイゴンに近づき、南越軍はサイゴンから撤退した。

## 全連連、入学式に介入

### 農学部事件で総長を追及

京大は十日、四十年度入学式が行われた。全連連は入学式に介入し、農学部事件で総長を追及した。全連連は入学式に介入し、農学部事件で総長を追及した。

## 公判闘争へ向け代表団出発

### 狭山闘争京大実行委を結成

四月十日、狭山闘争公判闘争へ向け代表団が出発した。狭山闘争京大実行委を結成し、闘争を支援する。狭山闘争京大実行委を結成し、闘争を支援する。

## 闘争委案、大差で可決

### 経済学部学生大会 スト態勢を再構築

四月二日、経済学部学生大会が開催された。闘争委案が大差で可決され、スト態勢が再構築された。闘争委案が大差で可決され、スト態勢が再構築された。

## 授業開始に阻止行動

四月十日、授業開始に阻止行動が行われた。学生は授業開始を阻止し、抗議を行った。授業開始を阻止し、抗議を行った。

## 社告

新編集委員募集
連絡先 京大西部構内
電話七六一二〇五四
学内(二四四)

新入生歓迎コンパの御相談
刺烹きよす
承ります
寺町通今出川上ル
TEL (231) 1266

今週の紙面
2面 社説 選挙権行使の重要性
3面 ニュース
4面 学費値上げ阻止の動き
5面 出入国管理法
6面 労働組合の活動
7面 学生生活
8面 学生生活
9面 学生生活
10面 学生生活

山形県選出の代表団
山形県選出の代表団が京大に到着した。代表団は山形県選出の代表者であり、京大に到着した。

評論社
英法文法研究シリーズ
青藤秀三郎著・松田福松訳
全10巻 冠詞用法詳解/名詞用法詳解/代名詞用法詳解/形容詞用法詳解/動詞用法詳解/助動詞用法詳解/前置詞用法詳解/副詞用法詳解/接続詞用法詳解/関係詞用法詳解
【定価320~690円・内容見本】

現代性教育研究
1972 SPRING
創刊号・発売中
¥550
性教育とは何か?
現代社会における性の役割
日本人の人間形成と性

世界経済と国際関係
第十六集
資本論と現代資本主義の諸問題
「資本論」の方法と現代資本主義
現代社会科学の諸問題

物語 エンゲルス伝
マルクスとエンゲルス
福井研介訳
定価各630円

自然
5月号
特大号270円
世界環境地図
分子の奇妙な振舞い
宇宙の謎

合同出版
朝鮮人の光と影
小田実著
定価各630円

流動
5月号発売中
¥180
特別連合赤軍事件
竹中芳彦著

マルクス主義
マルクス主義
マルクス主義
マルクス主義

現代法
ジャーナル
5創刊号
390円

赤軍の形成
ドキュメント 赤軍論史
マルクス主義
マルクス主義

鹿茸社
マルクス主義
マルクス主義
マルクス主義

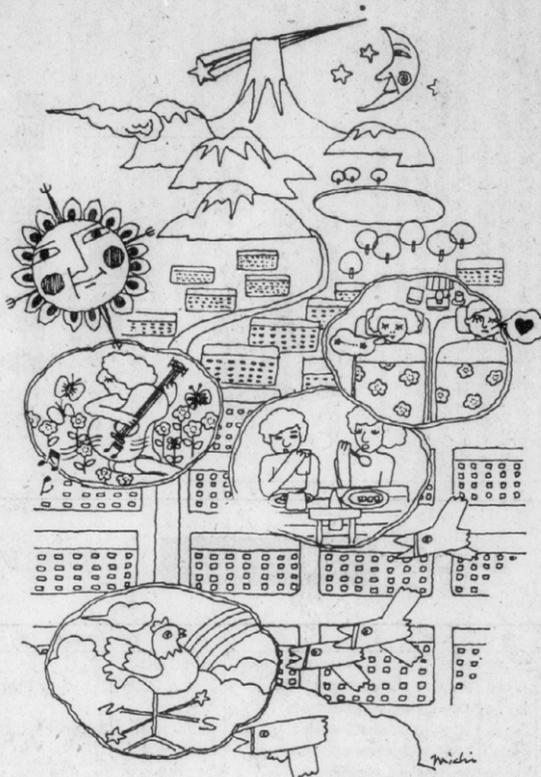
鹿茸社
マルクス主義
マルクス主義
マルクス主義





“憩いと安らぎの街”

17年間変わらぬスローガンです。

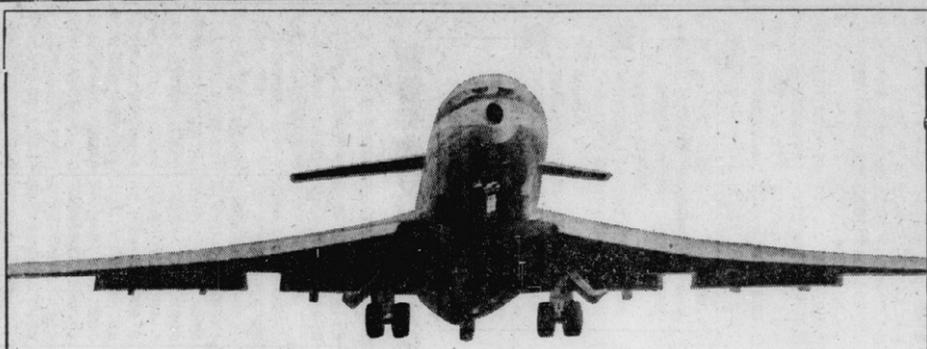


大都市における住宅問題の解決、それが我々に与えられている使命です。住宅公団は現在、より快適な「住まい」をより多くの人に提供することを目標に、多摩ニュータウンをはじめとするニュータウンや団地の建設、市街地再開発などに積極的に取り組んでいます。当公団の仕事は、国民の深刻な住宅の要求にこたえるために、緊急を要する仕事であると同時に、日本の未来をつくる夢のある仕事です。この事業に参画し、これをさらに発展させようとする、新しい感覚と意欲に満ち溢れた人材を求めます。

選考日 / 5月15日～18日  
応募締切 / 5月12日  
提出書類 / 履歴書・成績証明書

●採用予定学科  
事務系/法・経・商・経営・農経・政  
技術系/建築・土木・農工・都市工・衛生工・造園

**日本住宅公団**  
大阪市北区玉江町2-1 千530  
TEL (06)443-7350  
大阪支所人事課



**TAKE OFF!**  
20年余の歴史を踏台に、  
東京貿易が、いま大きく飛び立とうとしています。

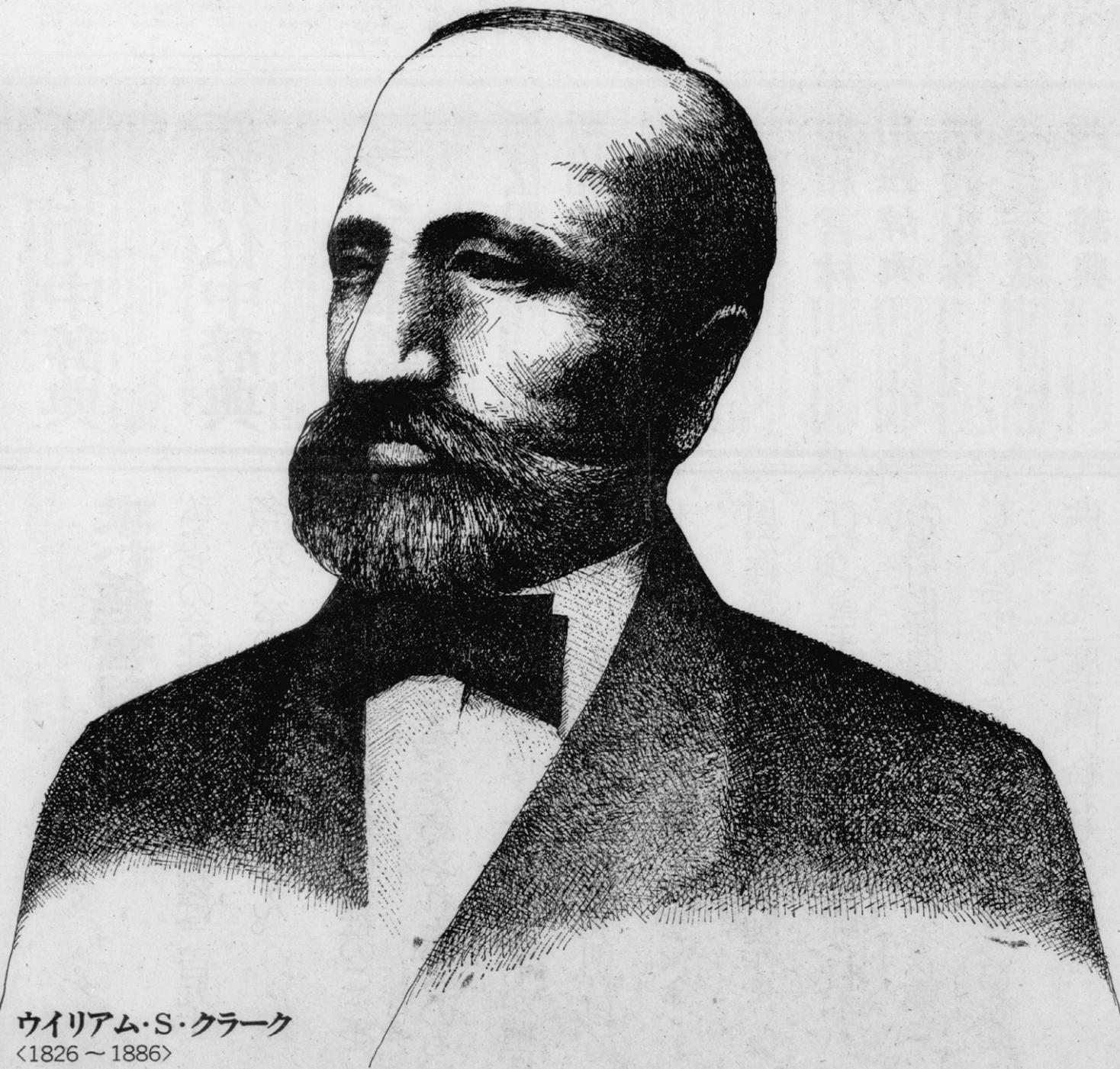
東京貿易は、鉄鋼、原料、機械の専門総合商社として二十余年、マーケットを世界に広げてきました。いち早く、中国、ソ連の市場開拓にのり出し、アメリカ、オーストラリア、ヨーロッパへ積極策を打ち出したのも、当社の時代を先取りする姿勢の現われといえます。

止産業、海洋産業への進出もそのひとつ。若い力を最大限に引き出し文字どおり、未来に向かって—— TAKE OFFしようとしています。新時代の東京貿易にご期待ください。

**TOMAS 東京貿易 株式会社**  
事業本部：東京都中央区八丁堀2-13-8 ☎(03)552-7211  
採用関係連絡先：総務部人事管理課  
●年商1000億 ●貿易比率95% ●従業員470人 ●事業所 国内7ヵ所 海外13ヵ所

●当社の詳細についてお知りになりたい方は、採用係宛ご連絡ください。就職説明会の日時などについては追ってご連絡いたします。

# ロボットよ大志を抱け



ウイリアム・S・クラーク  
<1826～1886>

良い品質の製品を安く、しかも早く作り出すためには、生産技術が決定的な役割を演じます。デンソーでは、生産技術の重要性を考え、早くから、化学・電気機械・人間工学・システム工学・コンピュータなどの知識を結集し総合的な生産力の発展につとめてきました。特に、電気・機械の接点にあたる部門で、デンソーが力を注いでいる分野に、工業用ロボットの研究・開発があります。昨年12月にロボット準備室を設け、いわゆる工業用ロボットによる省力化・マテリアルハンドリングの無人化の第一歩を踏みだし、工業用ロボットの未来に、大きな希望を託しました。デンソーは真の人間性尊重の立場から、生産システムの中の人間と工業用ロボットとの共存を厳しくみつめ、理想の無人工場実現をめざして努力しています。

事務……………50名  
技術……………190名

昭和48年3月、高専・大学・大学院卒業予定者採用計画数

歴史的な転換期にさしかかった日本経済の中にあっても、デンソーは<安全・無公害車の研究と開発><工業用ロボットの研究と開発>を二本の柱として、堅実な歩みを続けています。平均年齢24.5歳の若さを誇る当社のスタッフとして活躍しようとする意欲に満ちた人材を求めます。

●資本金…51億円 ●売上高…1,134億円(46年度)



東京事務所：東京都中央区八丁堀2-13-8 ☎(03)552-7211  
人事部採用一課M係 電話 03(566) 22-3311(大代)

# 出入国法案全文

十八日、佐首相は閣議で出入国法案の閣議決定を述べ、閣議決定は、出入国管理法の改正に必要と認められたる事項を、法律として公布し、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で之を施行する旨を述べた。この法律は、出入国管理法の一部を改正する法律として公布され、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で之を施行する旨を述べた。

## 付則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で之を定めることとする。

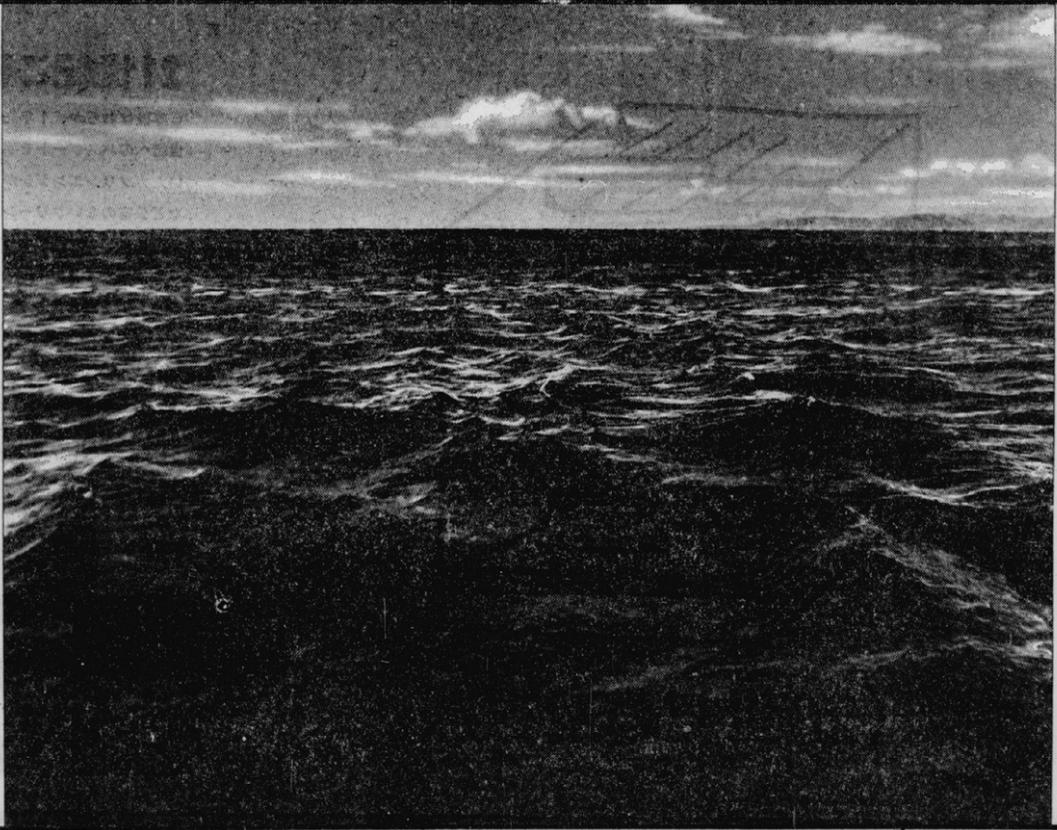
## 下

出入国管理法の一部を改正する法律  
第一章 総則(第一條至第三條)  
第二章 入国(第四條至第九條)  
第三章 上陸(第十條至第十五條)  
第四章 在留(第十六條至第二十條)  
第五章 出国(第二十一條至第二十五條)  
第六章 退去強制(第二十六條至第三十條)  
第七章 船舶又は航空機の長及び運送業者の責任(第三十一條至第三十三條)  
第八章 日本人の出国及び帰国(第三十四條至第三十六條)  
第九章 管理機関(第三十七條至第三十九條)  
第十章 罰則(第四十條至第四十二條)  
附則(第四十三條)

## 出入国法案・目次

第一章 総則(第一條至第三條)  
第一條 本法は、出入国管理法の一部を改正する法律として公布され、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で之を施行する旨を述べた。  
第二條 本法の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で之を定めることとする。  
第三條 本法の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で之を定めることとする。  
第二章 入国(第四條至第九條)  
第四條 入国する者は、入国許可を得なければならない。  
第五條 入国許可は、入国申請に基づき、入国官が審査し、之を決定する。  
第六條 入国官は、入国申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第七條 入国官は、入国申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第八條 入国官は、入国申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第九條 入国官は、入国申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第三章 上陸(第十條至第十五條)  
第十條 上陸する者は、上陸許可を得なければならない。  
第十一條 上陸許可は、上陸申請に基づき、上陸官が審査し、之を決定する。  
第十二條 上陸官は、上陸申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第十三條 上陸官は、上陸申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第十四條 上陸官は、上陸申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第十五條 上陸官は、上陸申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第四章 在留(第十六條至第二十條)  
第十六條 在留する者は、在留許可を得なければならない。  
第十七條 在留許可は、在留申請に基づき、在留官が審査し、之を決定する。  
第十八條 在留官は、在留申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第十九條 在留官は、在留申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第二十條 在留官は、在留申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第五章 出国(第二十一條至第二十五條)  
第二十一條 出国する者は、出国許可を得なければならない。  
第二十二條 出国許可は、出国申請に基づき、出国官が審査し、之を決定する。  
第二十三條 出国官は、出国申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第二十四條 出国官は、出国申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第二十五條 出国官は、出国申請を審査するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第六章 退去強制(第二十六條至第三十條)  
第二十六條 退去強制の対象となる者は、退去強制命令を受ける。  
第二十七條 退去強制命令は、退去強制官が審査し、之を決定する。  
第二十八條 退去強制官は、退去強制命令を決定するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第二十九條 退去強制官は、退去強制命令を決定するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第三十條 退去強制官は、退去強制命令を決定するに当たっては、必要と認めるときは、申請人を呼び出して、その事情を調査することができる。  
第七章 船舶又は航空機の長及び運送業者の責任(第三十一條至第三十三條)  
第三十一條 船舶又は航空機の長は、乗客の出入国に必要と認めるときは、乗客の事情を調査する責任を負う。  
第三十二條 船舶又は航空機の長は、乗客の出入国に必要と認めるときは、乗客の事情を調査する責任を負う。  
第三十三條 船舶又は航空機の長は、乗客の出入国に必要と認めるときは、乗客の事情を調査する責任を負う。  
第八章 日本人の出国及び帰国(第三十四條至第三十六條)  
第三十四條 日本人の出国は、出国許可を得なければならない。  
第三十五條 日本人の帰国は、帰国許可を得なければならない。  
第三十六條 日本人の帰国は、帰国許可を得なければならない。  
第九章 管理機関(第三十七條至第三十九條)  
第三十七條 出入国管理機関は、出入国管理業務を執行する。  
第三十八條 出入国管理機関は、出入国管理業務を執行する。  
第三十九條 出入国管理機関は、出入国管理業務を執行する。  
第十章 罰則(第四十條至第四十二條)  
第四十條 本法を違反した者は、罰金に処せられる。  
第四十一條 本法を違反した者は、罰金に処せられる。  
第四十二條 本法を違反した者は、罰金に処せられる。  
附則(第四十三條)  
第四十三條 本法の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で之を定めることとする。

# 冒険する



# 三井造船

三井造船をマンモスタンカーのイメージでとらえることは、もはや、ほんの一面にすぎません。公署防止プラント、住宅ユニット、海洋開発プラント、オーバーラフト、そして本州四国連絡架橋など、あらゆる角度から「新しい海と陸」の創造にとりかかっているのが現状。大胆な発想と冒険の精神、そして、それを完璧にカバーする技術の追求——さあ、Ship-building & engineering の三井造船へ！ あなたの成功を約束する道です。

未来にとりくむ冒険者をもとめています

くわしくは人事課！ 部人事課！ 課へ  
東京都中央区築地5-6-4 電話543-3111

**三井造船**

# 階級的前衛党の建設にむけて

## 労働運動と党の理論

ポテール・オペライオ  
(訳) 宇和川 孜

### 連載第7回

一九五九年以来、ポテール・オペライオは、労働運動の発展と、階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。この著書は、労働運動の発展と、階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。この著書は、労働運動の発展と、階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。

### 目次

- I 共産主義と組織活動
  - 1 共産主義の理論(ポテール・オペライオ)
  - 2 共産主義の組織活動(ポテール・オペライオ)
  - 3 共産主義の理論と組織活動(ポテール・オペライオ)
  - 4 共産主義の理論と組織活動(ポテール・オペライオ)
  - 5 共産主義の理論と組織活動(ポテール・オペライオ)
- II 六〇年・七〇年代の情勢(一)
  - 1 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 2 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 3 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 4 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 5 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
- III 六〇年・七〇年代の情勢(二)
  - 1 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 2 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 3 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 4 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 5 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
- IV イタリヤ資本の企業における労働運動の発展
  - 1 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 2 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 3 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 4 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 5 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
- V 資本の危機に接して新しい闘争サイクルを創出せよ
  - 1 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 2 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 3 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 4 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 5 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
- VI 革命をめざす労働者の組織
  - 1 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 2 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 3 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 4 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 5 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
- VII 党の創出
  - 1 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 2 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 3 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 4 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)
  - 5 労働運動の発展と階級的前衛党の建設(ポテール・オペライオ)

### 政策綱領と権力計画の

#### 党形成に向う現段階

労働運動の発展と階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。この著書は、労働運動の発展と、階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。

### 総合としての政治委員会

労働運動の発展と階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。この著書は、労働運動の発展と、階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。



労働運動の発展と階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。この著書は、労働運動の発展と、階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。

### 党の創出

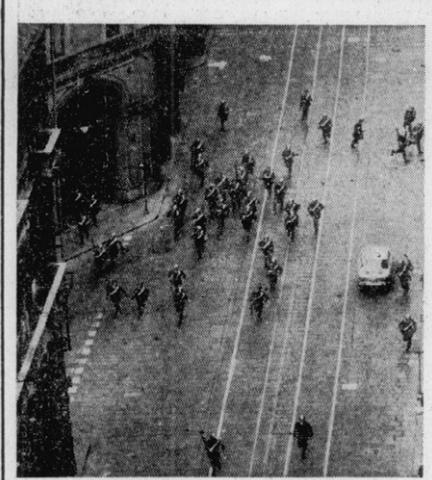
労働運動の発展と階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。この著書は、労働運動の発展と、階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。

### 労働運動と党の理論

労働運動の発展と階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。この著書は、労働運動の発展と、階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。



労働運動の発展と階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。この著書は、労働運動の発展と、階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。



労働運動の発展と階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。この著書は、労働運動の発展と、階級的前衛党の建設の理論的基礎を、その著書『労働運動と党の理論』(以下『理論』)において、体系的に論じてきた。

Electric-Carで未来をひらくGS

(20世紀の遺物)

## 21世紀こそGSの活躍の舞台です

5年後はおろか、1年先さえも予測しがたい、文字通り激動の70年代にあって、早くも21世紀へのパスポートを手にした企業——それがGSです。20世紀最大の動力源の地位を築いたガソリンエンジンが、その座をバッテリーにゆずろうとしています。排気ガス・騒音など公害のないクリーン・エネルギーこそ、いま人類が求めている動力源だからです。15年後には、わが国におけるEC(電気自動車)は500万台に達すると予想されています。GSが課題とする、1回の充電で300kmを走る新型バッテリーの研究開発も、いよいよ最終ラウンドを迎えました。主役交代の時期はグンと早まることでしょう。この洋々たる未来がバイタルな若い頭脳と行動力を求めるのです。

### ともに来たるべき電気自動車時代に挑戦しよう。

法・経・商・電気工学・工業化学・機械工学・金属工学専攻の方の応募を期待します。応募ご希望の方は、至急ご連絡ください。

●採用関係連絡先 本社総務部人事担当 〒601 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1  
TEL(075)312-1211(大代表)

# GS

日本電池株式会社

創業 明治28年  
設立 大正6年1月17日  
資本金 40億円  
代表者 取締役社長 岡田辰三  
主要事業 蓄電池・GS蓄電池式抗内安全灯・GS空気清浄機・GSシリコン及びゼレン整流器・GS水銀灯・蓄電池・整流器・部品ならびに附属品一式